

## 第18回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成27年12月24日(木) 午後4時～午後5時15分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「千鳥・海鷗」

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎会長、中曽根玲子副会長、内山洋委員、小川善之委員、國松憲子委員、多賀谷一照委員、辻徳次郎委員、中原秀治委員、増山良子委員

(2) 事務局

志村総務局長、山元総務部長、久我政策法務課長、金森同課市政情報室長、石川同課主査、土井同課主任主事、中村同課主事

(3) 実施機関

(業務改革推進課)

小林主査、豊田主任主事

(情報システム課)

上原課長補佐、福澤主査

(区政推進課)

時田課長、金澤主査

4 議 事：

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条1号の規定に基づく諮問

【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】

(2) その他

5 議事の概要：

(1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条1号の規定に基づく諮問

特定個人情報保護評価部会からの報告を受け審議し、次の全項目評価書について、現段階における評価として妥当である旨、答申することとした。

ア (新)住民記録システム(住民基本台帳に関する事務)

(2) その他

ア 行政不服審査法の改正に伴う、千葉市情報公開条例及び個人情報保護条例の規定の整備について説明した。

イ 議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

(金森市政情報室長) 本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。市政情報室長の金森でございます。会議に先立ちまして、志村総務局長より、ご挨拶を申し上げます。

(志村総務局長) 総務局長の志村でございます。本日はお忙しい中、また年末の時期にご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、マイナンバー制度ですが、皆様方の自宅にも通知カードが届いているかと思いますが、来年1月からマイナンバー制度が開始となります。また、個人番号カードも1月か

ら交付となりますが、委員の皆様には昨年度から長期間にわたり、様々なシステムの特定個人情報保護評価につきまして、ご審議いただき、ありがとうございました。

本日の事案をもちまして、特定個人情報保護評価の関係は終了となります。

本日は、住民記録システムにつきまして、ご協議、ご審議いただきます。詳細については、特定個人情報保護評価部会でご検討いただいた内容につきましてご報告いただき、それに基づきまして、ご審議をお願いしたいと思います。

(金森市政情報室長) それでは、稲垣会長さん、よろしく申し上げます。

(稲垣会長) ただいまから第18回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

本日は、藤谷委員から所用のため欠席する旨のご連絡をいただいております。

本日は9名の委員の皆様方にご出席をいただいておりますので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定により、本日の委員会は成立しております。

本日の会議は、公開の会議として開催しております。

(金森市政情報室長) 本日、傍聴人はおりません。

#### ◆議事(1)

千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】

(稲垣会長) 議事(1)千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】を議題とします。事務局からご説明をお願いします。

(金森市政情報室長) 説明に先立ちまして、本日の資料の概略をご説明します。

本日の配布資料は、資料1から資料5まででございます。

資料1は「平成27年度 特定個人情報保護評価スケジュール」です。資料2は「市民意見聴取の結果について」です。資料3は「特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について」です。資料4は本日ご審議いただきます「全項目評価書(住民基本台帳に関する事務)」です。資料5は「特定個人情報保護評価関係資料」で、国から示された評価に当たっての考え方をまとめたものです。

その他に、前回、図表が見つらいという意見がございましたので、別表1というカラーの資料をご用意しました。こちらは、資料4「全項目評価書(住民基本台帳に関する事務)」の11ページの抜粋でして、この事務の流れの部分の部分を拡大して、かつ、カラーにしたものでございますので、こちらを使用して情報の流れ等をご説明します。

また、その他に参考として、行政不服審査法の改正等に関する資料がございます。これについては特定個人情報保護評価が終了後、事務局からご説明します。

それでは、まず、資料1と資料2により事務の流れをご説明します。その後、資料4の評価書、主にカラーの資料を使いまして、所管課から、事務の概要や特定個人情報等の流れをご説明します。その後、資料3を用いて、部会からの報告という流れで進めさせていただきますと考えております。

それでは、資料1をご覧ください。

今年度は事務を3つのグループに分けて評価を行っており、本日は3番目、最後のグループの審議でございます。具体的には、この住民記録システムの評価でございますが、本日は、⑦の「第18回情報公開個人情報保護審議会」の場ということになります。

つまり、本日は、⑥の「第7回保護評価部会」からの報告を受け、審議会として、どのような答申をするか等を協議していただく場と考えております。

なお、その答申を受けましたら、市では、⑧の「特定個人情報保護委員会に評価書を提出」、⑨の「市ホームページで評価書を公開」、このような流れになってございます。

それでは、資料2をご覧ください。

こちらは、市民意見聴取の結果をまとめた文書でございます。10月6日から11月4日まで、全項目評価書をホームページ等で公表する方式で意見を募集しましたが、残念ながら市民からの意見の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

引き続き、実施機関から事務の流れについてご説明します。

## 【実施機関の説明】

### ◆（新）住民記録システム（住民基本台帳に関する事務）

（時田区政推進課長） 区政推進課長の時田でございます。

住民基本台帳に関する事務の全項目評価につきましても、昨年度、こちらの審議会で審議し、本年2月に答申をいただきまして、現行システムを今、運用しています。そうした中、現在、平成29年1月に運用を開始する新システムの構築を行っていますので、改めて全項目評価を実施させていただくものです。

新システムでは、特定個人情報を扱う事務においては現行の事務と基本的には大きな変更はございません。この事務の概要等の変更点について、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料4の全項目評価書、3ページをご覧ください。住民基本台帳は市町村が住民基本台帳法に基づきまして作成するもので、住民の居住関係の公証、選挙人名簿への登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものでございます。また、住民基本台帳法に基づきまして、全国共通の住民基本台帳ネットワークシステム、一般的に住基ネットと呼ばれているものですが、こちらは都道府県と共同構築をしまして、運用をしているところでございます。

特定個人情報を取り扱う事務につきましては、3ページに10事務を記載していますが、①の個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する事務や、②の転入届、転居届などの届出又は職権に基づく住民票の修正及び転出証明書を交付する事務などから、⑩の個人番号カード等を用いた本人確認の事務までにおいて、特定個人情報を取り扱うものでございます。

次に、使用するシステムは6つございます。まず、評価書の4ページ、システム1「住民記録システム」です。カラーのイメージ図では、左上に既存住民基本台帳システムと記載されています。これは本市が作成する住民基本台帳を管理するシステムとして、転入や出生等による住民基本台帳の記載、変更、あるいは転出や死亡による削除を行うとともに、住民情報の照会や、住民票の写しなど各種帳票を発行する機能がございます。

また、外国人住民に係る情報の法務省との連携や、住民情報の基礎データとして庁内で利用するための連携機能などもございます。

カラーの図に記載された様々な色の太い矢印が、いわゆる情報の流れでございます。

次に、5ページに記載されているシステム2「住民基本台帳ネットワークシステム」、いわゆる住基ネットについてです。カラーのイメージ図では、市町村CSと記載されています。これは市町村の住民基本台帳をネットワーク化して、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものでして、市町村、都道府県、あるいは国が、それぞれコミュニケーションサーバーを構築し、情報連携を行うものでございます。この評価書では、このうち千葉市で構築している部分についての評価ということになります。

住基ネットの機能としましては、住民票の記載事項の変更等が生じた場合に、公共団体との情報連携や本人確認情報の検索のほか、個人番号の付番、通知や個人番号カードの交付等に関する情報を地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と連携をする機能を有しております。

次に、6ページのシステム3「業務共通システム」という庁内連携システム、統合宛名

システムと記載していますが、イメージ図の中では図の一番下のほうに「業務共通システム（番号連携機能）」と記載しています。こちらのシステムにつきましては、庁内連携システムとしての機能と、団体内統合宛名システムという2つの機能をあわせ持ったシステムでございます。庁内連携システムとしては、庁内の各業務システムで管理をします個人情報を集約した統合データベースと、隣にあります税、介護、福祉、国保などの業務システムとの連携をしています。また、後ほど説明しますが、右側にある中間サーバーとの情報連携も行っています。また、もう1つの機能であります団体内統合宛名システムとしての機能ですが、これは住民にそれぞれ重複しないような宛名番号を付けまして管理しております。

続きまして、7ページをご覧ください。システム4「中間サーバー」は、カラー図では右の下から2番目の囲みの部分です。こちらはマイナンバー制度の導入にあたり、市町村側で整備をするもので、特定個人情報を保持、管理をしまして、他の自治体との情報連携を行うものでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。システム5「総合窓口支援システム（総合受付、総合照会）」です。イメージ図では、図の中ほどにあります住民基本台帳システム下の部分です。こちらは今回の変更点として、新規に加わったものでございます。本市では、窓口にお越しいただいた市民の皆さんにワンストップでのサービス提供を行うため、区役所にワンストップ窓口を29年1月に設置をしたいと考えております。これにあわせてシステムを導入するもので、申請や届出については、受付の登録を行いまして、その後の処理の進行状況の管理や、届出書の代行作成を行っています。

その他、市民の属性に応じた職員向けの関連手続のナビゲーション機能を付けています。例えば、子供さんを連れて市外から転入してきた際に、この人は転入届のほかに児童手当の対象になるかもしれないので申請していただかなければいけないというような注意喚起を、総合窓口の役所側の職員に向けてナビゲーションするような仕組みを備えております。

次に、8ページの下にあるシステム6「コンビニ交付システム」、イメージ図ではちょうど真ん中あたりにありまして、これも今回の変更点でございます。これは個人番号カードを利用しまして、コンビニで住民票の写しですとか印鑑登録証明書などを受け取れるようにするものです。これは千葉県オリジナルということではなくて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運営する証明書交付センターを通じて証明書を交付するというので、本市においても平成29年1月の導入を予定しています。

続きまして、9ページをご覧ください。システムで扱います特定個人情報ファイルですが、取り扱うファイルそのものについて変更はございません。住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイルの3つです。送付先情報ファイルといいますのは、個人番号の通知や、個人番号カードの送付に利用するためのものです。

ここまで事務の概要と主な変更点をご説明しましたが、全項目評価書全体では、従来の評価書から147か所変更しております。変更内容につきましては、この資料の84ページ以降に一覧として添付をしています。いずれも変更の日は平成29年1月1日を予定しています。

説明は以上でございます。

## 【意見交換】

（稲垣会長） ありがとうございます。

続きまして、多賀谷部会長から、部会の調査審議結果についてのご報告をお願いします。

（多賀谷部会長） 10月と11月の2回にわたって部会を開催いたしまして、住民基本台帳に関する事務について審議しました。部会からは、資料3「特定個人情報保護評価部会における調査審議の結果について」という内容で、報告させていただきます。

資料3の鑑文の「3 部会の意見」をご覧ください。部会の意見は、ここに記載してあ

るとおりでございます。「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉県個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。」です。このように、部会としては、評価は妥当という判断をいたしました。

別紙については、事務局からご説明をお願いします。

(金森市政情報室長) 資料3の裏面、「別紙 部会での意見と意見に対する主な対応状況について」をご覧ください。

今回の対象である住民基本台帳に関する事務につきましても、既に特定個人情報保護評価を行っています。区役所窓口の改革の一環としまして、総合窓口化を行うようなことから、先ほど説明があった内容が変更となりました。それが基本的には大きく変わらないものの、特定個人情報保護評価という「重要な変更」に該当するため、再評価が必要になったものでございます。したがって、部会での議論につきましても、これまでの他システムにおける指摘などについて再度チェックするということに終始したかと思えます。

まず1点目、「No. 1 住民基本台帳システム開発保守サービス契約の再委託の必要性について」です。こちらは、昨年度来、部会から再三にわたって指摘されている、再委託の必要性を確認しなさいという意見でございます。

右側に目を移していただきまして、これにつきましては対応済みとさせていただいております。部会の中では現物確認を行いまして、こちらに書いてある(1)(2)、2つの条件のもと、承諾していることを確認するとともに「なお書き」として一定の改善を要望することとなりました。この改善要望の趣旨といたしましては、個人情報保護条例による罰則につきましても、契約書中に明記しなくとも当然に適用されるものですが、これを明記することによりまして、一定の抑止力が発揮される、それだからこそ、こちらに書いてあるように罰則規定の周知がなされていなかったもので、周知がされるよう改善すべきだというものです。

事務局といたしましては、今後この住民基本台帳の契約に留まらず、市全体の契約書における個人情報取扱特記事項、実際は契約書になりますが、そちらについて改善を図って参りたいと考えています。

また2点目、「No. 2 評価書の書式等について」です。こちらは、この住民基本台帳に関する事務に直接かかわるものではないですが、先ほど、私がお説明しましたが、数回、特定個人情報保護評価に関する市民意見聴取をしましたが、市民からの意見は寄せられなかったということに対する意見でございます。

今回、資料4にある実際の評価書ですが、膨大な量になります。これを、ただ単にホームページ上に載せるだけではなくて、リンク先としてマイナンバー制度自体が分かるような紹介ページ、また市としてはどういう議論が行われているか分かるよう、この審議会や保護評価部会の資料、議事録を載せてきたところでございますが、今回それに加えまして、評価書上分かりづらい用語、具体的にいいますと「※」や「移転」というような言葉について、その意味を登載し、それを部会で確認したところでございます。なお、具体的なホームページの記述につきましては、今回、申しましたマイナンバー紹介ページのリンク、またこの審議会、保護評価部会の資料や議事録とのリンクのページ、また言葉の意味、「※」の意味や「移転」という法律上、出てこない意味の登載などを行ったものを確認できるかと思えます。

以上が、別紙についてのご説明でございます。

(稲垣会長) ただ今の部会長からの報告、事務局から説明について、何かご意見ご質問、等ございますか。

(多賀谷委員) イメージ図はA3で非常に分かりやすいが、色つき矢印について確認をさせていただきます。緑の矢印についてです。住民基本台帳システムから出ている「8-②符号要求」、それから「8-③符号要求」という2本。それから、中間サーバーのところか

らも、緑の矢印が出ています。これは基本的に個人番号の流れということでよろしいですよ。

(時田区政推進課長) はい。

(多賀谷委員) それから、住民基本台帳システムから法務省連携端末、そして市町村連携サーバーへと出ている薄紫の矢印は、外国人の情報の流れということですね。

(時田区政推進課長) これは、個人番号は流れていません。

(多賀谷委員) 個人番号は流れていませんが、外国人の情報が流れているということですね。

(時田区政推進課長) はい。

(多賀谷委員) それから、ピンクの矢印の情報が、業務共通システムからコンビニ交付システム、そして証明書交付センターシステムへと流れていますね。これは、証明書を交付するためのシステムがあり、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の証明書交付センターのところまで情報が流れているということは、我々の情報のコンビニ交付は千葉市内だけではなくて、全国どこのコンビニでも交付を受けられるということですよ。

(時田区政推進課長) はい。地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の仕組みを使いつつ、全国で取れるということです。

(多賀谷委員) 7-①の住民基本台帳システムから戸籍情報システムへ出ている矢印、これもピンクですが、関係ないのですか。

(時田区政推進課長) これは住所情報の連携という意味合いで薄いピンクにしていますが、意味合いが少し違います。

(多賀谷委員) 微妙に色が違うということですね。

(時田区政推進課長) はい、そうです。

(多賀谷委員) 分かりました。水色の矢印は、千葉市の中で番号共通システムを使っていて、ここでは個人番号は流れていないということですか。

(時田区政推進課長) ここでは個人番号は流れていて、なおかつ情報の更新処理を含んでいます。この辺の解説は、評価書の12ページをご覧ください。

(多賀谷委員) これはイメージ図と対応していますよね。

(時田区政推進課長) はい。対応した状態で説明を付けております。

(多賀谷委員) 情報提供ネットワークシステムが通じているわけではないわけですよ。

(時田区政推進課長) この辺は、いわゆる市役所の中です。

(多賀谷委員) 市役所の中でマイナンバーを共通して使っているということですね。

(時田区政推進課長) はい。

(多賀谷委員) 一度、識別符号へ置き換えるということはないということですね。市役所の中だから安全だと。

(時田区政推進課長) 市役所の中では直接マイナンバーを使っています。

(多賀谷委員) 分かりました。

(稲垣会長) 他に、何かご意見、ご質問等ありますか。

(内山委員) 通知カード及び個人番号カードについて、例えば、紛失、盗難、住所変更などがあった場合、この個人番号をどのように市は取り扱うのですか。

(時田区政推進課長) 紛失、盗難の場合、個人番号を悪用されるおそれがあれば、番号を変える手続があります。市民の方からの申請が前提となりますが、まずその旨の連絡をいただいて、それから番号を悪用されるおそれがあるかどうかによって、変更が必要なものは変更するという流れです。

(内山委員) 自己申告ということですよ。

(時田区政推進課長) はい。

(内山委員) 紛失しても市民が自己申告をしない場合も、相当発生するのではないかと考えられますが、それに対して、市当局はどのように考えていますか。

(時田区政推進課長) 明らかに犯罪その他に利用されるようなおそれがあるというような場合には、職権で変更できる仕組みにはなっております。その辺はケースバイケースの判断になるかと思えます。

(内山委員) この辺をもっと、ちば市政だよりなどで周知した方が良いかと思えます。今後、様々な問題が起こるのではないかと思えますが、市民の中で関心の高くない方もいると思えますし、紛失したのかどうかも分からない、どこに保管したのかも分からないとなりますと、その管理をきちんと市民自身で行っていただきませんか。会社に勤めている場合は、個人番号の申告が必要ですよ。

会社を定年した方、自営業の方なども相当数いますので、そのような方にも分かるよう、十分に広報していただければと思えます。

(時田区政推進課長) 確かにそうですね、お勤めの方は会社から個人番号を求められるという場面がありますし、税の申告等される際にも提供を求められたり、福祉関係でも今後、利用は増えてくると思えます。直接的に個人番号を必要とする人は、常に、通知カードや個人番号カードで個人番号を気にしていると思えますが、一方、それ以外の方はあまり関心がないかもしれないというお話ですが、この点も、適切に広報していきたいと思っています。

(内山委員) 会社に勤務していれば、1年に1回、必ず個人番号を確認する機会があると思えますが、会社務めをしていない方であっても、定期的にチェックする仕組みを考える必要があるのではないかと思えます。

(稲垣会長) 他に、何かご意見、ご質問はありますか。

(増山委員) 今後、健康保険証に、マイナンバーを入れるのですか。

(時田区政推進課長) 現在、国の方で検討している段階だと聞いています。

(増山委員) 日本は国民皆保険の国ですので、セキュリティの問題もありますが、マイナンバーが入ると入らないで、普及の速度は全く違うと思えます。

(小林業務改革推進課主査) 番号制度準備室から補足をさせていただきます。健康保険証を個人番号カードと一体化することにより、個人番号カードの普及率等は一気に高まると思えます。現在、国が一体化に向けた検討を進めておりますが、実際に行うかどうか、また、いつから行うかなどは、まだ決まっていないと、市では把握をいたしております。

(多賀谷委員) 例えば、運転免許証の番号は、個人番号とは別に存在しますよね。全部が個人番号になってしまうと、それはそれで危険な感じがしますね。個人的には、実施しない方が良いと思えます。

(増山委員) 認知症の方も増えているので今後どうなのかな、と聞いて伺いました。

(志村総務局長) 今、番号制度準備室がご説明したように、国の検討課題となっておりますが、まだ健康保険証と個人番号カードを一緒にするところまでの結論は出ていなくて、それをどうするか国が検討をしているという段階です。

それとは別に、先ほどコンビニ交付システムの説明がありましたが、千葉市では、個人番号カードを使って、コンビニの機械を操作すれば全国どこでも千葉市民の住民票の写しの交付ができるようになる仕組みは平成29年1月から始まります。

(増山委員) それは申請して作るという、個人番号カードのことですか。

(時田区政推進課長) はい。個人番号カードを作れば、その後、そのカードを使って、住民票の写しを取ることができます。

(増山委員) 市民の中には、そのことすら、分かっていない方も多いかと思えます。

(時田区政推進課長) まだ通知カードという紙のカードで、それとは別にプラスチックの個人番号カードを1月からカード交付としてスタートするわけですが、ちば市政だより等により周知を図っていく予定です。

(増山委員) 話は戻りますが、健康保険証に個人番号を入れるという話は、国において検討中ということによろしいですか。

(時田区政推進課長) はい。まだ結論が出ていないということです。

(多賀谷委員) 健康保険証には写真がついていませんが、個人番号カードには写真がついていますので、意味が違います。

(増山委員) 健康保険証にマイナンバーがついていると、どこの病院に行っても、病歴などが全部分かることになるなと思ったものですから。

(中原委員) 話が変わりますが、住基カードはいつ廃止になるのですか。

(時田区政推進課長) 個人番号カードの交付が開始するタイミングで廃止になります。

(稲垣会長) 今持っている住基カードはそのまま使えないのですか。

(時田区政推進課長) 廃止と申し上げましたが、現在、交付済みのカードについては、そこに記載された有効期間内は使用できます。したがって、使えなくなる時期については、個人個人によってタイミングが異なることとなります。

(中原委員) 先日、国税の電子申告をする電子証明の有効期間が切れるので、早めに、住基カードの再交付を申請するように、という連絡がきましたが。

(時田区政推進課長) 個人番号カードの交付の流れについては、市民から申請をしていただいて、それをもとに地方公共団体情報システム機構(J-LIS)でカードを作り各市町村に戻ってきて、市町村から市民にお渡しする流れになります。申請から実際に交付されるまでの期間がどれぐらいかかるかということが読めなかったので、電子申告をされる方については、既存の住基カードの有効期間が切れそうなので、更新してくださいという趣旨で案内をさせていただいております。

(中原委員) もう1つ聞きたいのですが、写真付きの住基カードは身分証明書として使えますよ、と言われて作りましたが、実際の場面で住基カードを提示すると運転免許証はありませんか、と言われてます。個人番号カードでは、そのようなことはないんですよね。

(時田区政推進課長) 住基カードも身分証明書として使えますが、おそらく、お店など本人確認をしたい側が、運転免許証が一般的なので運転免許証を求めたのだと思います。個人番号カードについては、写真付きの身分証明書として使えますし、写真付きの住基カードも同じです。

(中原委員) 住基カードには写真が付いているにもかかわらず受け付けてもらえず、写真のついていない健康保険証を見せてくださいと言われてたこともあります。

(時田区政推進課長) 周知不足の面もあったのかもしれません。

(中原委員) 何のために住基カードを作ったのかということになりますね。

(時田区政推進課長) 公的機関の発行した写真付きの身分証明書は、本人確認書類として、一般的には使えるということになります。

(中原委員) いつ頃から、個人番号カードは発行されるのですか。

(時田区政推進課長) 1月以降に順次、申請された方に発行されます。

(中原委員) 身分証明書としての内容は記載されていますよね。

(時田区政推進課長) はい。

(中原委員) 住基カードのようにプラス500円かかるというシステムではなくて、個人番号カードは当初から無料ということですか。

(時田区政推進課長) 初回は無料です。

(稲垣会長) 紛失した場合に悪用されるという懸念については、顔写真が付いているので、成りすまして窓口に来れば、本人でないことが分かるということですよ。

他に何かございますか。

(なし)

(稲垣会長) それでは、審議会からの答申の検討に移りたいと思います。

事務局の方で、答申書の案はございますか。

(金森市政情報室長) 少々お待ちください。配付させていただきます。

(資料配付)

(金森市政情報室長) 説明をさせていただきます。

まず、構成につきましてですが、「記」以下の、「1 諮問事項」「2 諮問に対する意見」となっているという構成につきましては、前回の審議会と同じでございます。

また、諮問に対する意見につきましては、部会からの報告書、「3 部会の意見」を踏襲する形としております。

諮問に対する意見を読み上げさせていただきます。

## 2 諮問に対する意見。

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階の評価としては妥当なものと認められる。

以上でございます。

(稲垣会長) この案の方向で、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、本日付で答申書をこの案文のとおり提出することとします。

## ◆その他

(稲垣会長) その他として、事務局から何かありますか。

(金森市政情報室長) それでは、参考資料の「行政不服審査法の改正等について」ご説明します。いわゆる行政処分と言われる税金の賦課であるとか、開発行為の許可であるとかという、「行政」が公権力の行使としまして「市民」に対して行う「行政処分」というものがございしますが、その処分を受けた市民が、その決定に不満がある場合、裁判という形で裁判所に申し出るというだけではなくて、国民が直接的に行政に対して不服を申し立てる制度というのがございます。この制度を一般法として規定しているのが行政不服審査法というものになります。

今回は、その一般法であります行政不服審査法が、第三者機関への諮問、答申などを経てから裁決を行うことなど、公正性の向上や使いやすさの向上などの観点から、制定後約50年ぶりに抜本的に改正されました。

千葉市の情報公開制度や個人情報保護制度における不服申立てはどのようになっているかと申しますと、もともと行政不服審査法に定める一般的な手続に加えまして、それぞれの条例において、それぞれに情報公開審査会、個人情報保護審査会という形で諮問機関、いわゆる第三者機関を設置しております。

情報公開や個人情報保護に関する不服申立てについては、それらの第三者機関への諮問、答申を経てから、千葉市、いわゆる処分庁の方で、その不服申立てを認めるか否かの決定を行っているところでございます。

したがいまして、これは全国的にもそうでございますが、千葉市としましても、情報公開や個人情報保護につきましては、現在までの事例や知見の蓄積等を生かしまして、現行の体制が専門的かつ適正な判断を引き続き行うことができる、と考えまして、行政不服審査法の改正後も現行制度の維持を考えてございます。

一般法である行政不服審査法について、逐次、資料に基づき説明したいと思います。

(久我政策法務課長) 政策法務課長の久我です。資料に沿って、説明をさせていただきます。「1 行政不服審査法の改正について」です。先ほど、金森市政情報室長からご説明をさせていただきましたが、行政不服審査法とは、市などの行政が行った処分に対する市民が、行政に対して、その見直しを求める制度であります行政不服審査制度について

て定めた法律です。この法律の全部改正が行われまして、来年、平成28年4月から新しい制度になって参ります。

制度の中身について、ご説明をさせていただきます。まず「(1) 公正性の向上」ということです。「ア 処分を行った部署が審理を行う異議申立ての廃止」ですが、処分を行った部署が審理を行う異議申立てが廃止されまして、審査請求に一元化されます。「旧法」では処分を行った行政庁自身に対して申立てをする異議申立てと、処分を行った行政庁以外の、例えば県などの上級の行政庁などに対して申立てる審査請求という、2つの種類がございましたが、「改正法」では、異議申立てが廃止され、審査請求に一元化されます。この一元化された審査請求ですが、同じ審査請求という名前では呼んでおりますが、旧法の審査請求とは若干異なったものとなっております。

つまり、旧法で異議申立てであったものは、上級の行政庁等がございませんので、処分を行った行政庁自身が審査庁となって判断するという、その形は同じですが、次のイでご説明しますように、新たに審理員制度や第三者機関への諮問という制度が導入されまして、公正性が確保される仕組みとなっております。

それでは、「イ 審理手続の変更」について、ご説明をします。まず1つ目の「① 審理員制度の導入」です。処分に関与をしない職員が審理員に指名をされまして、審査請求人、不服を申し立てた市民と、処分を行った市などの行政庁の、双方の主張を公正に審理することとなります。

なお、優れた識見を有する合議体で同様の審理が行われる場合などにつきまして、条例で審理員による審理を行わない旨を定めることができることとなっております。この場合には、②の第三者機関への諮問も不要となっております。

2つ目、「② 第三者機関への諮問手続の導入」です。有識者からなる第三者機関が審査庁の判断をチェックすることとなります。

下の図をご覧くださいなのですが、左側が現状です。これまでの異議申立ては、市民から申立てがあった場合、処分をした行政庁、市でいえば処分をした市自身が判断、決定をしていました。

これに対しまして、改正後は、処分を行った行政庁が審査庁となって判断をするのは同じですが、審査請求があった場合、処分にかかわっていない審理員が審査請求人である市民と、処分を行った部署、双方の主張を聞きます。その結果を審理員意見書にまとめまして、裁決、判断を行う部署に提出をします。裁決を行う部署は、さらに審理員の意見書を第三者機関に送りまして、その答申をもらった上で判断、裁決をするということで、これによって公正性が向上する仕組みとなっております。

次に、「ウ 審査請求人の手続の拡充」ということで、①にございますように、審査請求をした市民が希望した場合に、審査会等における口頭意見陳述におきまして、審査請求人は、自身の意見を述べるだけでなく、処分をした市に対して、その場で直接、質問ができることとなります。また、②にございますように、審理員や審査会が保有する資料の交付の求めをすることができるようになります。なお、この場合、条例で定める額の手数料が必要となっております。

改正内容の2点目ですが、「(2) 利便性(使いやすさ)の向上」ということで、審査請求ができる期間が、現行の60日から3か月に変更されます。

改正内容の3点目ですが、「(3) 救済手段の充実」としまして、審査請求人の主張を認める裁決をする場合に、単に処分を取り消したり、違法と判断するだけでなく、あわせて一定の処分をすることができるようになります。例えば、税金の賦課決定について不服であれば、その決定を取り消すということだけでなく、変更額を決定する、また、例えば、施設の使用申請に対して、なかなか許可決定がされないような場合、これを不作為といたしますが、そのようなことについて不当だと判断するだけでなく、許可事由に該当するのに許可していないというような状況があれば、裁決のときに許可決定をするということがで

きるようになります。

このような法律の改正を受けまして、市では新しい行政不服審査制度を運用していくために、新たに、千葉市行政不服審査条例（仮称）を制定することになります。

「2 千葉市行政不服審査法施行条例の制定について」が、その条例の案のご説明になります。この条例の案ですが、来年の2月に開会予定の市の議会に議案として提出する予定です。条例案の概要について、簡単にご説明をさせていただきます。

まず1つ目ですが、（1）新たに設置する第三者機関である行政不服審査会について定めます。委員は5人以内、任期を2年と定めまして、当面は行政法学者、弁護士、税理士の3名を委員として任命する予定です。また、専門的な事項に対応するため、専門委員を入れることができることとします。

2つ目ですが、（2）写しの交付に係る手数料の額等を定めます。先ほど、新しい行政不服審査制度では、審査請求をした市民が資料の写しの交付を求めることができるようになることをご説明をさせていただきましたが、その際の写しの交付の手数料について、片面1枚につき、白黒10円、カラー20円と定めます。また、経済的困難等の場合には、この手数料を減免することができることを定めます。なお、この手数料の額ですが、情報公開や個人情報の制度において、写しを交付する場合の費用と同額となっております。また、行政不服審査法以外の法令に基づく不服申立制度があり、その場合の手数料も同様の取扱いとします。

3つ目ですが、（3）のア、イにございます、情報公開条例や個人情報保護に基づく開示、不開示の決定等の処分についての審査請求につきまして、新たな行政不服審査制度により設けられた審理員による審理、また行政不服審査会への諮問といった手続を必要としないこととします。これは、先ほど金森市政情報室長から説明をさせていただきましたが、情報公開等につきましては、従来から情報公開審査会、また個人情報保護審査会の諮問・答申といった公正性が確保される仕組み、制度となっていることから、この仕組みを維持し、新たな行政不服審査法に基づく同様の仕組みの適用除外とすることを考えております。

改正条例の施行期日は、法律と同様の平成28年4月1日とします。

説明は以上でございます。

（金森市政情報室長）引き続きまして、行政不服審査法の施行に伴いまして、情報公開条例と個人情報保護条例の改正がありますので、まずは3ページ「新旧対照表（千葉市情報公開条例の一部改正）」をご覧ください。

左側の「改正前」に記載しているのが、現在の条例の条文でございます。

3ページの19条の上を見ていただきますと、見出しで括弧書きとして「（不服申立てがあった場合の手続）」とありまして、その上の不服申立てのところの下線が引いてあります。右側に目を移していただきまして、右側では「（審査請求があった場合の手続）」という形、審査請求のところの下線を引いております。こちらのほうで、「不服申立て」という言葉が「審査請求」という言葉に変わりますという意味でございます。このような文言の整理が主たる内容でございます。

続きまして、19条の改正前をご覧ください。頭書きとして、「開示決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立て」という言葉が、改正後を見ていただきますと、「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求」に変わってございます。こちらの方は、先ほど申し上げました不服申立てということが審査請求に変わると同時に、改正後では、開示決定の後に「又は開示請求に係る不作為について」ということが加わってございます。不作為というのは先ほど説明があったように、何もしない、つまり開示決定等しないということとお考えください。

これは、紛争の早期解決のための判断が伴うことを求められる改正法の部分におきましては、開示決定の不作為についての判断も、開示決定の妥当性の判断と不可分一体のものであることから、不作為についての判断も審理員による審査ではなく、審査会に諮問しよ

うとするものでございます。このように、19条は審査会の諮問に関するものでございます。

以下、かなり下線は引いてありますが、例えば、2(1)をご覧ください。「不服申立人」という言葉が「審査請求人」に変更したり、いわゆる「不服申立て」という言葉が「審査請求」という言葉に変わっています。以後、4ページ、5ページとありますが、ほぼ「不服申立て」という言葉が「審査請求」という言葉に変わったり、また「裁決又は決定」を「裁決」という言葉に変わったりといった文言整理を行わせていただいたものでございます。

7ページ「新旧対照表(千葉県個人情報保護条例の一部改正)」をご覧ください。こちらにも、先ほどの情報公開条例で説明した内容と同じものでございまして、まず第4章「不服申立て等」というところが改正前にありますが、第4章の次に下線を引いて、「不服申立て等」と書いてございますが、改正後は第4章「審査請求等」という形で「審査請求」という言葉に変わるという文言整理になっています。以下、同じような文言の整理をしていくものでございます。

繰り返しになりますが、個人情報保護条例のほうも、以下8ページ、9ページと、ほぼ「不服申立て」という言葉が「審査請求」という言葉に文言整理をさせていただいています。これを同様に来年の2月の議会に上程をして参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。

行政不服審査法は、かなり感じが変わるということですね。不服申立てのできる期間が60日から3か月に変わるというのは、大きな変更ですよね。うっかり60日で終わったよと言ってしまって、実はまだ期間がありました、という対応をしたら大変なことですね。

個人情報保護審査会が審理員の代わりになるような記載ですが、この図解でいうと、審理先ではなく、第三者機関の代わりに審査会がくるのかなと思うのですが。審理員だけ省略できるというのであれば、もう一度、第三者機関に出さないといけないですよね。

(多賀谷委員) 第三者機関の代わりに、この審査会が入るわけですね。

(久我政策法務課長) 法律の規定上、まず審理員による審理が不要になると定め、審理員の審理をしない場合は審査会にかけなくてよくなる、という仕組みになっています。

(稲垣会長) 審査会は、第三者機関の代わりでもあるんですよね。

(久我政策法務課長) はい。

(稲垣会長) 他に何かご意見、ご質問等ありますか。

(内山委員) 公正な審理が実行できるということで、第三者機関を設けることがよく分かります。手続の簡素化という点では、この図表を見る限り、時間がかかるような感じがしますね。それと、審査庁と処分庁がイコールになるということですが、これまでは上級行政庁があった場合には上級行政庁に審査請求を行っていましたが、改正後は、処分庁で全てを審査するというので、上級行政庁はその過程に入っていないということですか。

(久我政策法務課長) 中には、千葉県に審査請求するようなものもありまして、それについては同じく千葉県に審査請求をするという形になります。例えば、生活保護の関係ですと、改正後につきましても、これまでと同様に県への審査請求となります。

先ほどの時間がかかるという指摘につきましては、そのとおりでございます。この公正な手続を取ることによって、確かに時間がかかることとなります。ただ、第三者機関への諮問を必要としないということを審査請求人、つまり市民の方が申し出た場合には、第三者機関を経ずに裁決をする、それによって時間が短縮されるという仕組みはございます。

(稲垣会長) 公正な手続きということになると、一方で事務が煩雑になる側面もありますね。法的な係争事務においては、略式とか即決手続とか、簡略な手続きや、例外を作らないと進まないということがあります。これと同じことですね。

(増山委員) 例えば、医療裁判とか、医療過誤の場合、公立の病院で何か医療事故が起

きたようなときには、その第三者機関が引き延ばすこともできるのではないですか。

(久我政策法務課長) この行政不服審査制度につきましては、例えば、市が何か許可、不許可などの決定した場合などの、つまり処分をした場合の仕組みになりますので、医療過誤につきましては、この仕組みの対象とはなりません。

(多賀谷委員) 医療過誤は関係ないですね。

(内山委員) 対象は行政処分についてだけなんですね。

(金森市政情報室長) はい。

(多賀谷委員) 例えば、介護認定の場合は対象になりますよね。

(久我政策法務課長) 介護認定は対象になります。千葉県介護保険審査会に審査請求するという形になります。

(稲垣会長) 要するに簡略の方法がないと、長引いてしまいますよね。すべてが難しい案件とは限りませんからね。

(久我政策法務課長) そうですね。

(稲垣会長) 改正後においても、不服申し立てをせずに、最初から裁判することもできますよね。

(金森市政情報室長) はい。

(稲垣会長) ほかに報告事項はありますか。

(金森市政情報室長) まず、今後のスケジュールについてご説明します。今回の審議をもちまして、特定個人情報保護評価にかかる審議は終了となります。また、この特定個人情報保護評価以外にも、条例上、この審議会の所掌事項となっているものもありますが、現在のところ今年度中において、その予定はありません。

また2点目は、本日の会議の議事録の確定方法でございます。事務局で早急に議事録(案)を作成しまして、委員の皆様へお送りします。各委員からいただいたご意見をもとに修正案を作成しますので、その確定については会長さんに一任していただく形でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、最終確定については私にご一任いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第18回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了します。

(志村総務局長) どうも本日は慎重なご審議、ありがとうございました。おかげさまで、これで全ての事案につきましてご審議いただいたこととなります。今後、マイナンバー制度がいよいよスタートするわけですが、市といたしましても、事故等が起きないように慎重な取扱いで参りたいと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

——了——